

行政相談開催日程

行政委員は都筑誠哉さんです。

行政相談では、

- 苦情や困っていることがあるが、どこに相談してよいか分からない。
- 国などの行政機関に苦情や意見・要望を言いたい。
- 手続きやサービスの制度や仕組みが分からない。

…などの相談に行政相談委員が応じます。
相談は無料で、秘密は厳守されます。

●令和5年度 行政相談開催日

開催日 月日(曜日)	開催時間		開設場所
	開始	終了	
4月13日(木)	午前9時	午前12時	役場 2階会議室
6月8日(木)			
8月10日(木)			
12月14日(木)			
2月8日(木)			

※10月は、行政相談委員・人権擁護委員・民生児童委員による合同相談会を開設する予定です。開催日程が決まりましたら改めてお知らせいたします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 総務課 ☎0279-26-7942(直通)

新生活を狙った“訪問販売”トラブルに注意！

【若者向け注意喚起シリーズ】

独立行政法人
国民生活センター



新生活が狙われる？ 引越直後の訪問販売トラブル



【事例1】

引越当日に業者が換気扇フィルターの勧誘に訪れた。管理会社と関連があるかのような話で「居住者はみんな契約している」と説明されたので仕方なく契約したが、後日管理会社に確認したらウソだった。
(20歳代 男性)



【事例2】

引越当日に「管理会社から紹介された」と言って業者が訪問してきたので、業者の言葉を信じて水回りの防カビ工事契約をした。後日管理会社に聞いたら、紹介などしていないと言われた。だまされた。
(20歳代 女性)



↳ どうしてトラブルに遭ってしまうの？

○引越直後は荷解きや手続きなどで忙しく、新しい生活に不慣れな時期でもあるため、いつもより冷静な判断ができなくなりがちです。

○新生活が始まることの多い3、4月は特に注意しましょう。

↳ トラブルに遭わないためのポイント！

○その場ですぐに契約せず、管理会社に確認しましょう。

○訪問販売で契約した場合、クーリング・オフができます。

●吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166 ●消費者ホットダイヤル#188(土日もつながります)

国民年金

こんなとき
こんな届け出が
必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者(被保険者)は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

● **第1号被保険者(自営業者や学生など)が、**

● **就職して厚生年金や共済組合に加入したとき**

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

● **結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき**

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

● **第2号被保険者(会社員や公務員など)が、**

● **退職したとき**

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

● **退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき**

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

● **第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)が、**

● **就職して厚生年金や共済組合に加入したとき**

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

● **本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき**

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり減額される場合があります。ご注意ください。

・ 渋川年金事務所 代表

☎0279・22・1614

事業主のみなさまへ
「労働保険の年度更新」のお知らせ

令和5年度の労働保険の年度更新手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省より申告手続き期間に合うよう(令和5年5月末頃)各事業主様へ送付されます。

当該書類がお手元に届きましたら、「6月1日(木)から7月10日(月)まで」の期間に申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

(書面での手続きではなく「電子申請」を利用することで、インターネット(e-Govサイト))を経由して24時間いつでも手続きできます。)

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがありますのでご注意ください。

群馬労働局総務部労働保険徴収室

☎027-896-4734

《お問い合わせ先》

または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

自動車税(種別割)は
5月31日(水)までに忘れずに!

- 自動車税(種別割)は、スマートフォンアプリでも納税できます。
- 「地方税お支払サイト」から、クレジットカードでも納税できます。
- コンビニエンスストアでも納税できます。

● **ご注意**：軽自動車税(種別割)は市町村税です。納税場所等は市役所・町村役場税務担当課へお尋ねください。

- 障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度、自動車の所有者など一定の条件を満たしている場合には、申請により自動車税(種別割)が減免になる場合があります。

・ **申請期限**：5月31日(水)

吾妻行政県税事務所

☎0279-75-3300

《お問い合わせ先》

または群馬県自動車税事務所
☎027-263-4343

職業訓練(ハローレ) 説明会

ハローワークでは職業訓練に興味がある方を対象に毎月職業訓練説明会を開催しています。

また、支給要件を満たせば、月10万円の生活支援の給付金を受けながら無料の職業訓練が受講できます。気軽にお問い合わせください。

ラインで職業訓練のほか、面接会やセミナーなどの情報も配信中です。ぜひお友達登録をお願いします。

●説明会日程

- ・ 4月13日(木)
- ・ 5月11日(木)
- ・ 6月8日(木)

●時間

午後1時30分～2時30分

●場所

ハローワーク中之条
2階会議室

●お問い合わせ

ハローワーク中之条(☎)
0279・75・2227



ID [@jwy1392w]

関東総合通信局からの お知らせ

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、「みんな知ってる?電波の不正利用は犯罪なんだよ!」をスローガンに電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

《電波の3つのルール》

- ① 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- ② 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ③ 外国規格の無線機にはご注意を。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかします。安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使いたしましょう。

●お問い合わせ先

関東総合通信局

●不法無線局による混信・妨害

☎ 03・6238・1939

●テレビ・ラジオの受信障がい

☎ 03・6238・1945

4月の星空

○星図の説明

4月15日午後9時の高山村の星空。

月初めの午後10時、月末の午後8時頃にも同じ星空になります

(「月」を除く)

